

## 指定事業者の申請・届出に関する手続きについて

### 1 申請手続

#### (1) 指定の申請

指定を受けようとする者は、次の書類等を提出する。

ア 指定給水装置工事事業者指定申請書(雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程様式第1号)

イ 機械器具調書(規程様式第1号別表)及び機械器具の写真

ウ 誓約書(規程様式第2号)

エ 法人の場合 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

オ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(規程様式第7号)

カ 給水装置工事主任技術者免状または主任技術者証の写し

#### (2) 指定事項変更の届

指定事業者は、事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(規程様式第5号)に次表の書類を添えて提出する。

届出の種類		定款(財団法人の場合は寄付行為)の写し	登記事項証明書	住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	誓約書	備考	
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		謄本(記載事項証明書), 住民票の写し等は発効日から3ヶ月以内のもの  定款は直近のもの	
		個人			○		
	住 所	法人	○	○			
		個人			○		
	代 表 者	法人	○	○		○	
	役 員	法人		○		○	
	事業所の名称又は所在地	法人					支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの
個人							
電 話 番 号 F A X 番 号							
主任技術者の選任・解任	法人					免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)	
	個人						

◇ 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更をいう。

◇ 法人・個人を問わず事業者の継承(個人から個人への相続, 個人から法人への組織化, 法人から法人への営業譲渡, 合併に伴う新会社の設立)はできない。この場合は「廃止」→「新規」の手続きとなる。

(3) 事業の廃止, 休止又は再開の届出

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(規程様式第6号)を提出する。

ア 廃止、休止 当該廃止又は休止の日から30日以内に提出

イ 再開 当該再開の日から10日以内に提出

(4) 主任技術者の選任・解任の届出

主任技術者の選任・解任は、給水装置工事主任技術者選任・解任届(規程様式第7号)を提出する。

ア 指定を受けた場合は、指定を受けた日から2週間以内に選任

イ 主任技術者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に選任

(5) 指定の更新

指定の更新を受けようとする者は、指定の申請時と同様の書類に加え、指定給水装置工事事業者指定更新時確認書を提出する。

ア 指定給水装置工事事業者指定申請書(規程様式第1号)

イ 機械器具調書(規程様式第1号別表)及び機械器具の写真

ウ 誓約書(規程様式第2号)

エ 法人の場合 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

オ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(規程様式第7号)

カ 給水装置工事主任技術者免状または主任技術者証の写し

キ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書(規程様式第4号)

2 受付場所・問い合わせ先等

申請・届出の種類	事務手数料	受付場所・問い合わせ先
指定の申請	10,000円	雲南市水道局営業課 (雲南市水道局1階) 電話 0854-42-5322
廃止・休止及び再開の届	—	
指定事項変更の届	—	
主任技術者の選任・解任の届	—	
指定の更新	5,000円	

3 水道使用者等に対する周知

水道使用者等に対する指定給水装置工事事業者の周知は、ホームページに掲載して行っている。